

豊松小学校いじめ防止校内体制

<未然防止>

■いじめを生まない、許さない土壌づくり

- ・いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを指導する。
- ・規律正しい態度で、主体的に参加し活躍できる授業や行事を進める。
- ・自ら気づく・学ぶことができる体験活動を計画的に設定する。

いじめ防止委員会

■構成 校長 教頭 教務主任
保健主事 生徒指導主事

- ・いじめ防止の全体計画（年度始め）
- ・いじめ発見のための調査（各学期）
- ・関係機関（町教育委員会・警察・民生委員・学校関係者評価委員・やまびこ等）との連携
- ・保護者への対応

<早期発見>

■子どもの変化を見逃さない

- ・健康観察、日記、保護者連携の中で
- ・友だちとの会話、遊びの中で
- ・実態調査（毎学期）の中で
- ・「いじめの相談窓口」を知らせる

■気づいた変化を軽視せず共有する

★気づく→報告する→相談する
→判断する



<早期対応>

■迅速、組織的に

①正確な実態把握

- ・当事者双方と周りの子どもからの聞き取り（個々に）
- ・必ず記録をとる

②情報の共有

- ・関係教職員が正確な情報を共有

③指導体制、方針の決定

- ・指導のねらいを明確にし、全ての教職員に周知
- ・対応する教職員の役割分担決定
- ・教育委員会及び関係機関との連携

④児童への指導・支援、保護者との連携

○いじめられている児童

- ・つらさや悔しさを受け止め、支援内容を示し、安心感を持たせる。
- ・人間(交友)関係の確立と自立への支援を行う。

○いじめている児童

- ・いじめの事実関係、背景、理由等の確認、及び不満等を聴く。
- ・いじめられた子の苦しみや痛みに気づかせる。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。

□いじめに係わる児童の保護者

- ・いじめの事実を正確に伝える。
- ・学校の姿勢を示し、保護者の心情を受け止め、理解する。
- ・解決へ向けての具体的な対策を示し、協力を得て連携して取組む。